

«Организованное ходачество» (組織された先遣人派遣)

—20世紀初頭の帝政ロシアにおける移住政策の転換—

青 木 恭 子

富山大学人文学部紀要第62号抜刷

2015年2月

«Организованное ходачество» (組織された先遣人派遣)

—20世紀初頭の帝政ロシアにおける移住政策の転換—

青 木 恭 子

はじめに

帝政末期のロシアでは、ウラルの東に広がるアジアロシアへの植民が国家的事業として推進されていた。推進といっても、大々的に宣伝して強引に移住させるような政策がとられたわけではない。事実としてはむしろ逆で、移住希望者から出された申請を審査し、移住を必要とする妥当な理由があるか、世帯の労働力は十分か、入植先は決まっているか、といった点を考慮した上で正式な移住許可を与え、移住・入植に際して様々な支援を行っていた。そのため、移住を希望しても許可されない農民が少なくなかった。そして、正式な許可を持たない無許可移住者もまた決して絶えることがなかった。ここで重要なのは、移住するかどうかを決断するのは農民自身であり、どこへ移住するのか、最初の行き先を決めるのもまた移住者自身、ということである。政府は、移住希望者の中から支援を与える対象を決めることはあっても、「誰が、どこからどこへ」移住するのか、という決断に対しては、直接介入してこなかったのである。

前稿で明らかにしたように¹⁾、農耕者である移住者にとって、移住先の選択は極めて重要な問題だった。移住者は、耕作しやすい場所や鉄道駅に近い場所など、できるだけ条件の良い入植地を希望し、さらに、(1)新天地の自然環境が故郷と似ている、(2)親戚や同郷人が既に入植している、(3)入植区画に空きがあり、移住に際して政府支援が受けられる、といった要因も様々に考慮して、行き先を決めていた。ただし、その選択次第では移住が許可されず、政府から一切の支援も優遇措置も受けられないことを覚悟しなければならなかった。政府支援を引き出すためには移住許可が必要であり、移住許可を得るためには、原則として、移住に先立って *ходок* と呼ばれる代表者（以下、「先遣人」とする）を土地検分のために派遣し、事前に入植先を登録しなければならないが、希望する地域に登録可能な入植区画が残っていると限らなかった。実際、移住者に人気の高い地域には空き区画はほとんど残っておらず、分与されるのはタイガ密林地帯や乾燥ステップ地帯など入植困難地域の区画ばかりであった。

1) 青木恭子「帝政ロシア国内移住にみる移動の論理—移住者の出身地と移住先の分析から—」『富山大学人文学部紀要』第60号、2014年2月、1-26頁。

このような入植困難地域への植民は、1890年代半ば以降の移住当局が直面した重要課題の一つであった。シベリア鉄道委員会附属準備委員会の委員長で当時のシベリア植民事業の実質的な責任者であったクロムジンは、「入植・移住事業全体を成功に導く担保となるのは、エネルギーに溢れ、勇敢で、自分の行動を理解している者がシベリアへ行くこと」²⁾とし、そのために必要なこととして、先遣人派遣を制度化し、移住前に新天地の現状を知らしめること³⁾、労働力の多い世帯を選んで移住許可を与えること⁴⁾を挙げているが、それに加えて移住者を、その習慣や知識や能力に適した場所へ振り向けることの重要性も指摘している。「タンボフ、ポルタワ、チェルニゴフ、エカテリノスラフ県出身の移住者は、ステップ地帯の経営環境ではかなり役に立つ入植者となるが、森林地帯にはほとんど適応できない。逆にクルスク、オリョール、ハリコフ、とりわけスモレンスク、ペルミ、ヴァトカ県、および北西部諸県から来た移住者は、森林地帯や半森林地帯に定着できる能力を持つ。ロシア農民の入植能力のこのような幸運な差異を利用する必要がある。そして密林地帯やタイガ地帯はもちろんステップ地帯にも均等に入植を成功させるためには、移住者の素質と利益を考慮する必要がある」⁵⁾。その前年には農業大臣エルモロフも、「移住者の向かう場所が、彼らの習慣や経営方法には全く合わない」こともしばしばであり、そのような事態を避けるためには「土壌の条件や気候など」についてできるだけ正確な情報を集める必要がある、と述べている⁶⁾。

20世紀初頭の一時期ではあるが、政府が直接関与して、どこからどこへ誰を移住させるか、移住の規模と方向を実際に管理・統制しようと試みたことがあった。それは「организованное ходячество」(組織された先遣人派遣、以下「組織派遣」と略す)と呼ばれ、移住者送出県の土地整理委員会やゼムストヴォが組織した先遣人の集団を、送出県ごとに割り当てられた入植地域へ派遣するものである。この組織派遣に関しては、ストルイピン改革期の移住政策を論ずる研究では、ほとんどの場合何らかの形で言及があり、スクリャロフの大著『ストルイピン農業改革期シベリアにおける移住と土地整理』は、このシステムの導入から廃止までのいきさつを詳述している⁷⁾。ソヴィエト史学では、帝政期の移住政策には否定的な評価しか下されることはないが、組織派遣もその例に漏れず、「ツァーリ政府が何か肯定的な目論見を実現する能

2) Куломзин А. Н. Всеподданнейший отчет статс-секретаря Куломзина по поездке в Сибирь для ознакомления с положением переселенческого дела. СПб., 1896. С. 184-185.

3) Там же. С. 24-25.

4) Там же. С. 185.

5) Там же. С. 183.

6) Ермолов А. С. Всеподданнейший доклад Министра Земледелия и Государственных имуществ по поездке в Сибирь осенью 1895 г. СПб., 1896. С. 99.

7) Скляров Л. Ф. Переселение и землеустройство в Сибири в годы столыпинской аграрной реформы. Л., 1962. С. 135-150.

力がないことをさらに暴露⁸⁾する格好の事例として扱われ、システムの不備や失敗の原因について余すところなく明らかにされてきた。代表的なものを挙げると、ソロヴィヨワの論文「ストロイピン農業改革期ツァリズムの移住政策」では、「組織派遣システムはわざとらしく不自然で、生活からかけ離れたものであり、期待に応えられるものではなかった。先遣人をあらかじめ割り当てられた区画へ派遣することは、彼らから土地を選択する権利を奪い、形式的な行動に変容させてしまった。というのも、指定された区画が不相当だと判明した場合でさえも、先遣人には他の区画に登録する権利がなかったからである。…(中略)…組織派遣システムは、結果を出せない先遣人派遣を減少させることができなかつたどころか、さらにそれを悪化させた⁹⁾と問題点が端的にまとめられている。なお、ここで挙げられている問題点は、組織派遣システム廃止の際にもその論拠として述べられていることであり¹⁰⁾、また現代の研究でも繰り返し引用されている¹¹⁾。

単純な言い方をすれば、組織派遣とは期待された成果を生むことなく早々に打ち切られた、明らかに失敗した政策である。その失敗の理由も明らかであり、この政策に対する否定的な評価が覆されることはないだろう。だが本稿の目的は、組織派遣そのものの再評価にあるわけではない。20世紀初頭の移住法改正に向けた議論から始まる移住政策の転換期という文脈の中に組織派遣の導入と廃止を位置づけて、それが持つ意味を考察する。

アジアロシア移住・入植事業とは、国家による国益の追求と移住者自身の個人的動機とが分かちがたく結びついたものであり、「為政者と農民のある種のチームワークが反映されたもの¹²⁾とも言われる。それは、どちらかが一方的に相手を意のままに動かすという関係ではない。為政者の側には帝国統治の計画や構想があり、移住農民にはより良い生活を求める実利的な目的がある。移住農民は、政府支援を利用できるときは利用しながらも、必ずしも常に政府の思惑通

8) Минжуренко А. В. Влияние природно-географического фактора на устройство переселенцев Сибири (конец XIX – начало XX вв.). – В кн.: Проблемы исторической демографии СССР. Выпуск 1. Томск, 1980. С. 268.

9) Соловьева Е. И. Переселенческая политика царизма в период столыпинской аграрной реформы. – В кн.: Общественно-политическое движение в Сибири в 1861-1917 гг. Новосибирск, 1967. С. 195.

10) Столыпин П. А., Кривошеин А. В. Поездка в Сибирь и Поволжье. Записка П. А. Столыпина и А. В. Кривошеина. СПб., 1911. С. 13-16.

11) 例えば、Разгон В. Н., Храмов А. А., Пожарская К. А. Столыпинская аграрная реформа и Алтай. Барнаул, 2010. С. 59; Токарев Н. В. Ходаческое движение Тамбовских крестьян в годы Столыпинских преобразований. – В кн.: Российское крестьянство: от капитализма к социализму (вторая половина XIX – начало XX вв.) Вып. 1. Тамбов, 2004. С. 149.

12) Khramov A. A., “Stolypin’s Reforms in Siberia”, in Eva-Maria Stolberg (ed.), *The Siberian Saga: A History of Russia’s Wild East*, Frankfurt am Main, 2005, p. 108.

りに行動するわけではない。組織派遣の失敗は、そのことを裏付ける事例の一つでもあることを明らかにしていく。

1. 移住法改正と「移住の自由」

1890年代にシベリア移住・入植事業を推進する役割を担ってきたのはシベリア鉄道委員会であり、その中心にいたのは財務大臣ヴィッテである。シベリア鉄道委員会とヴィッテが主導していた時代はシベリア鉄道沿線地域の植民・開発が最優先の課題であり、移住者の選抜も新天地への確実な定着を主に考慮したものだったが、20世紀初頭に農民問題が先鋭化すると、移住者を送り出す中央部ロシア諸県の利益も考慮するよう求める声が高まり始める。1901年から1902年にかけてポルタワ県やハリコフ県を中心に拡大した農民運動が、それまで農民移住には消極的だった内務省の姿勢を積極的な移住推進へと転換させ、1904年の移住法改正につながったことは、これまで多くの研究者が一致して述べている¹³⁾。このとき、ヴィッテと内務大臣プレーヴェの間に、国家による移住統制のあり方をめぐって見解の相違があったことを指摘しているのは、ジャッジの論文「帝政末期ロシアにおける農民移住と社会統制」である。ヴィッテの主たる関心は植民と経済発展に向けられ、政府による統制強化には消極的だったのに対して、プレーヴェと内務省は、今後は政府が移住のプロセス全体を管理・統制すべきであり、どこからどこへ誰が移住するか、国家の利益と社会の安定に資するよう国家が決めるべきであると考えていた¹⁴⁾。ジャッジの研究は、1906年以降のストルイピン改革期は対象としてい

13) 移住法改正の詳しい審議過程については、*Степelin В. А.* Из истории переселенческой политики самодержавия в начале XX века. (Переселенческий закон 6 июня 1904 г.) // История СССР. 1960, № 5. С. 161-164. 他にも、*Вошин В. П.* Переселенческий вопрос в Государственной Думе III созыва. Итоги и перспективы. СПб., 1912. С. 10-11; *Ямзин И. Л., Вошин В. П.* Учение о колонизации и переселениях. М.-Л., 1926. С. 30; *Брусникин Е. М.* Переселенческая политика Царизма в конце XIX века. // Вопросы истории. 1965, № 1. С. 38; *Сидельников С. М.* Аграрная политика самодержавия в период империализма. М., 1980. С. 25; *Морозов С. Д.* Центральная Россия в 1897-1917 гг.: проблемы демографического развития. Пенза, 2001. С. 142-143; *Чуркин М. К.* Переселение крестьян черноземного центра Европейской России в Западную Сибирь во второй половине XIX – начале XX вв.: детерминирующие факторы миграционной мобильности и адаптации. Омск, 2006. С. 187; Marks, Steven G., *Road to Power: The Trans-Siberian Railroad and the Colonization of Asian Russia 1850-1917*, London, 1991, p. 159; Treadgold, Donald W., *The Great Siberian Migration: Government and Peasant in Resettlement from Emancipation to the First World War*, Princeton, 1957 (Reprint in 1976), pp. 128-129. などにも言及がある。

14) Judge, Edward H., “Peasant Resettlement and Social Control in Late Imperial Russia”, in Edward H. Judge, James Y. Simms Jr. (eds.), *Modernization and Revolution: Dilemmas of Progress in Late Imperial Russia*, N.Y., 1992, p. 80.

ないが、のちに組織派遣で実行された政府当局が移住の規模と方向を管理・統制する具体的な試みの出発点が、1904年移住法改正に向けた議論の中にあることを明らかにしている。

政府が移住を管理・統制するというのは、19世紀以来の移住政策の基本方針であった。そこから一歩進んで、最大限に国益に資するよう「誰が、どこからどこへ」移住するのかまで政府が関与して統制するという新たな方針が改正移住法の条文に盛り込まれるにあたっては、ポルタワ県からの提案が重要な契機となっている¹⁵⁾。1902年11月3日付でポルタワ県知事ウルソフから内務大臣プレーヴェに送られた文書では、「即刻、ポルタワ県を正常化する措置を講じる必要」があり、そのための措置として、「新天地の新しい環境ならさほど有害にはならないような危険分子を遠ざけ、同時にポルタワ県の異常な土地不足をできるだけ解消するために、場合によっては、世帯を強制的に移住させること」¹⁶⁾を提案している。

具体的な村名まで挙げて、その住人を強制的に県外に追い出すという県知事の提案が、そのまま中央政府に受け入れられたわけではない。だが、同年12月28日付ポルタワ県に対する移住局官吏チェルケソフの報告の中でも、特定の地域や住民集団のために政府による移住を組織することについて言及されている¹⁷⁾。年が明けた1903年1月にポルタワ県議会で農民の経済状態を改善させる方策について話し合われた中でも移住推進の必要性が確認され、あとに残る住民の土地不足を解消するためには、同一地域からある程度まとまった人数の移住者を集団で送り出すのが有効であり、また国家権力が明確な目的を持って移住を統制することが、農民の経済状態改善のためにも民心の安定のためにも望ましいとされた¹⁸⁾。

その同じ1903年1月に、シベリア鉄道委員会の会議で皇帝ニコライ2世から土地不足の地域から農民を移住させることが望ましいとの見解が表明されたのを受けて、同年3月に内務省に設置された特別委員会で、土地不足農民を県外に移住させるというポルタワ県からの提案について審議された¹⁹⁾。5月1日には内務省が作成した移住法改正案をシベリア鉄道委員会附属準備委員会の審議に付すことが決定され²⁰⁾、その後、準備委員会で審議された移住法改正案が6月

15) スクリャロフは、「一部の (некоторые) 県知事が、土地不足農民や土地なし農民を強制的に移住させる許可を政府にしつこく求めた」と書いているが、具体的な事例としてあげているのはポルタワ県だけである。Скляров. Указ. соч. С. 72.

16) Российский Государственный Исторический Архив (РГИА), ф. 391, оп. 2, д. 1088, л. 4.

17) Черкесов Ю. А. Доклад Полтавскому Губернскому Присутствию члена присутствия Чиновника Особых Поручений Переселенческого Управления Ю. А. Черкесова. О переселении из Полтавской губернии и о некоторых изменениях переселенческого законодательства. 28 Декабря 1902 г. С. 145.

18) РГИА, ф. 391, оп. 2, д. 1088, л. 22об.

19) РГИА, ф. 391, оп. 2, д. 1274, лл. 307-326.

20) Там же, л. 56об.

25日に皇帝の裁可を受けた²¹⁾。12月には内務大臣プレーヴェによる『ロシアにおける移住事業の現状』²²⁾が出され、翌年1月30日には内務省移住局が作成した移住法改正に関する覚書が法改正特別審議会に上程され²³⁾、移住法改正に向けた審議が始まる。3月には特別審議会から国家評議会に法律改正案が提出され²⁴⁾、6月6日付で改正移住法が成立した²⁵⁾。なお、この移住法改正が行われたのは日露戦争中のことであり、戦争中はシベリアとステップ総督府への移住が中断され、ウラル以東の鉄道では移住者用割引運賃率適用も中止されていたため²⁶⁾、当面はボルトワ県とチェルニゴフ県だけに、トゥルガイ州とカフカスへの移住に限定して適用されることが示された（1904年7月2日付）²⁷⁾。

以上のような法案審議過程の中で示された新たな移住政策の基本方針から、本論文に関わりの深いものについてごく簡単にまとめると、おおよそ以下ようになる。(1)移住許可を受けた「合法的な」移住と無許可による「非合法的な」移住という従来の区分を廃止し、政府に支援された「奨励された移住」とそれ以外の「奨励されない移住」とに分類する。政府支援を受けずに自己資金と自己責任で移住するのは自由である。(2)移住事業に国費を投じる以上は、最大限に国益に資するよう、政府が移住を組織するべきである。具体的には、(a)「奨励された移住」の対象になるのは、土地不足の著しい地域の「貧農」、すなわち土地不足農民や土地なし農民である。(b)「ロシア人」人口の増加が図られるべき辺境地域（具体的にはザカフカス、トゥルケスタン、極東）への移住も支援対象とする。(c)地元に残る農民の土地不足問題を解決するためには、同一地域から一度にまとまった数の世帯を送り出すように取り計らうべきである。

この改正移住法には無許可移住を禁じる条項がなく、「移住の自由」すなわち支援を受けない移住は自由であることを認めたものであることは、これまでも指摘されてきた²⁸⁾。ただしこの自由は、政府支援を受けられる対象を限定する方針と表裏一体のものであった。改正移住法第1条では、政府支援を受けられる移住者は「政府によって誘致されている地域への入植を希望する者、もしくは特に困難な経済状況によってそこから自発的に出ることが望ましいと

21) РГИА, ф. 1273, оп. 1, д. 443, лл. 1-4.

22) *Плеве В. К.* Современное положение переселенческого дела. СПб., 1903.

23) РГИА, ф. 1273, оп. 1, д. 443, лл. 6-51.

24) Там же, лл. 455-490.

25) Полное Собрание Законов Российской Империи (ПСЗ). Серия 3. Том. 24. № 24701.

26) РГИА, ф. 391, оп. 2, д. 1546, л. 29.

27) РГИА, ф. 391, оп. 2, д. 1401, оп. 160-162.

28) *Ямзин И. Л.* Переселенческое движение в России с момента освобождения крестьян. Киев, 1912. С. 41; *Тюкавкин В. Г.* Великорусское крестьянство и Столыпинская аграрная реформа. М., 2001. С. 223.

認められるような村団から離れようとする者」と規定されている。もしもこの条文が文言通りに適用されたとしたら、移住者にとって選択の余地は極端に限られたものになったはずである。ポルタワ県やチェルニゴフ県など指定された地域の農民以外はすべて、支援を受ける代わりに誰も行きたがらないような地域に移住するか、あるいは行きたい場所へ移住する代わりに一切の支援を断念するか、その二つの選択肢しかなくなるところであった。

改正移住法では「貧農」の移住を推進しようとしていたが、実際に「貧農」を移住させるのは簡単なことではない。経済的な基盤の弱い世帯でも移住に踏み切りやすくし、また同一地域から一度に多くの世帯を送り出すための具体的な方法として考えられていたのが、同一共同体からの集団移住の推進と、移住者が残す分与地に対して支払う補償金を政府が共同体（または個人）に貸し付ける仕組みであった²⁹⁾。そして、集団移住を導くものとして考え出されたのが、先遣人の集団派遣である。

スクリャロフは、当局が直接関与して組織した先遣人の集団派遣の最初の試みは、1906年にポルタワ県からトゥルガイ州へ派遣された事例であるとしているが³⁰⁾、実際には1903年にサラトフ県で行われたのが最初である³¹⁾。サラトフ県の貴族パヴロフが主導して地主貴族と農民による集団移住を計画し、21人からなる先遣人の集団を組織して、トゥルガイ州へ引率した。パヴロフの計画では、集団を率いる地主貴族が新天地の集落近くに領地を持てば、移住農民に賃金労働の機会を提供することにもなると期待されていた³²⁾。先遣人のうち8人は途中で引き返したが、残る13人は任務を全うしている³³⁾。この計画の背景には、現状では、派遣される先遣人は移住を正しく導く能力に乏しく、移住者も無秩序に、正しい知識や情報もなく移住し、偶然一緒になった同士で群れているので、移住を正しく組織するためには地主貴族が先遣人や移住者を後見し導くべきである、との発想があった³⁴⁾。このときの目的地であるトゥルガイ州の側からも、この集団派遣は「あらゆる点で極めて望ましい」³⁵⁾ との見解が示され、内務省も「この試みは完全に成功した」³⁶⁾ としている。

29) Чарушин А. А. Новые правила о переселении с точки зрения их применения к деревне. СПб., 1905. С. 1.

30) Скляров. Указ. соч. С. 145.

31) РГИА, ф. 391, оп. 2, д. 1161: «О групповом переселении крестьян из Саратовской губернии под руководством чиновника особых поручений Павлова, в Тургайскую область»; РГИА, ф. 1273, оп. 1, д. 443, л. 18.

32) РГИА, ф. 391, оп. 2, д. 1161, лл. 4-5.

33) Там же, л. 13, 48.

34) Там же, лл. 27-30.

35) Там же, л. 14.

36) Там же, л. 18.

このときサラトフ県知事を務めていたのが、後に首相となるストルイピンである。ストルイピン知事は、1904年1月15日付で移住局に宛てた文書の中で、パヴロフが土地不足とは無縁の郷から移住農民を選んだのは失敗で、現実に土地不足に苦しむ地域からであれば結果も違ったであろう、と書いている。また、農民移住を地主貴族の移住と絡める必要はなく、集団を組織し新天地まで彼らを導いて定着させることは、移住事業に責任と経験を持つ人物に任せるべきである、と述べているが、全体として先遣人の集団派遣には賛意を示している³⁷⁾。そして、移住法改正特別審議会での審議入りに際して上程された前述の移住局覚書にも、このサラトフ県の試みが「最初の事例」であり「結果は上首尾」だったことが記されている³⁸⁾。

ポルタワ県で最初の先遣人集団派遣が行われたのは、日露戦争終結後である。1906年1月、ポルタワ県知事ウルソフが移住局に働きかけて、トゥルガイ州への集団派遣が実現した。知事は、当局が直接関与して一つの村団から最も貧しい農民を集めて移住者集団を作り、当局が直接指導することによって、移動や土地検分、入植区画登録が容易になると述べている³⁹⁾。ポルタワ県ゼムストヴォ議会も、「広い視野で考えられ正しく組織された移住が、現時点では土地不足がもたらす切迫した危険を除去できる唯一の方法である」⁴⁰⁾と表明している。

当初は、200人から250人の先遣人が参加し、1万から1万2000人分の区画を登録すると見込まれていたが、実際に参加したのは67名だった⁴¹⁾。この集団を引率したポルタワ県職員アレクセエフの報告によれば、先遣人たちは十分に良いと思われる区画でも登録しようとしないうなど、この集団派遣は決して満足すべき結果をもたらしたわけではない⁴²⁾。それでもアレクセエフは、実際の成果はわずかであったが、先遣人は集団派遣のおかげで様々に便宜が図られたことに感謝の念を表しており、個人派遣の先遣人が羨んで自分も集団に加えて欲しいと願い出ることもあった、と述べている。公的機関の主導による組織化なくしては、「区画を検分するという先遣人の仕事は極めて困難なものとなろう」⁴³⁾との見解を表明している。

1907年3月9日付でポルタワ県当局から県内各地に送られた通達985号では、当該年度も同様の試みを継続することを告げている。「このような先遣人の移動方法が一目瞭然に便利であり、先遣人を導くことの疑う余地のない利益を考慮すると」、「ポルタワ県ゼムストヴォは、この試みを県の負担で1907年も継続し」、「トゥルガイ州にとどまらずポルタワ県からの移住者

37) Там же, лл. 108-110.

38) РГИА, ф. 391, оп. 2, д. 1161, л. 123; РГИА, ф. 1273, оп. 1, д. 443, л. 18.

39) РГИА, ф. 391, оп. 3, д. 200, л. 2.

40) Там же, л. 85.

41) Там же, лл. 3-4.

42) Там же, лл. 6-7.

43) Там же, л. 8.

が向かう地域すべてに拡大する」ことを決定し、「本年度アジアロシア各地に移住を希望する先遣人と移住者の数に関する情報を集めるよう」指示を出した⁴⁴⁾。

以上の2県における事例から明らかのように、地方機関が先遣人の集団を組織し、地主貴族や役人といったしかるべき人物が目的地まで引率し、移住者用入植区画の検分と登録を手助けするというシステムが最初に考案された背景には、政府や貴族が無力な農民を後見し正しく導くべきであるという発想とともに、これまでは経済的に移住が難しかった「貧農」でも移住しやすくなるとの思惑があった。この点において、最初に行われた先遣人の集団派遣と移住法改正はつながっていたのである。

ポルタワ県から先遣人の集団派遣が実施されている頃、1904年改正移住法の適用規則を定めた規定が1906年3月10日付で出され⁴⁵⁾、移住・入植事業が本格的に再起動する。ところが、このわずか1年9ヶ月の間に状況は劇的に変わっていた。移住法改正の中心人物だったプレーヴェの暗殺(1904年7月)、1905年革命、国会開設や市民的自由などを認めた「十月十七日詔書」(1905年10月17日)の発表など、政治的に重要な出来事が相次いで起こり、ヴィッテも再び国政を主導する立場に振り返る。帝政ロシアの国家体制が大きく変動し、それが移住政策にも再度転換をもたらす⁴⁶⁾。1904年改正移住法では重要な意味を持っていた「政府によって誘致されている地域への入植を希望する者、もしくは特に困難な経済状況によってそこから自発的に出ることが望ましいと認められるような共同体から離れようとする者」の移住に対して援助と特典を与えるとの条項が、1906年の適用規則からは削除された。政府支援を受けられる対象が、出身地と入植先に関係なく、すべての移住者に拡大されたのである。「希望する者は誰でも」先遣人派遣証明書を与えられることになり、先遣人を通じて入植区画を登録していれば移住証明書が交付され、援助と特典を与えられることになった。すなわち、当局はもはや「誰が、どこからどこへ」移住するかを管理・統制することはない、と宣言したのであり、「当局は移住者に対する後見を断念した」⁴⁷⁾のである。

以上のことから、1906年の規定は「移住の自由を認めたもの」と評価されてきたのであるが⁴⁸⁾、この「自由」には2つの意味があることは注意しておく必要がある。一つは、移住証明書があろうとなかろうと、移住そのものは自由という意味であり、1904年の移住法改正で既

44) Там же, л. 115.

45) РГИА, ф. 1276, оп. 2, д. 369, лл. 5-8.

46) Steinwedel, Charles, "Resettling People, Unsettling the Empire: Migration and the Challenge of Governance, 1861-1917," in Nicholas Breyfogle, Abby Schrader, and Willard Sunderland (eds.), *Peopling the Russian Periphery: Borderland and Colonization in Eurasian History*, London and New York, 2007, p. 134; Judge, op. cit., p. 90.

47) Steinwedel, op. cit., p. 134.

48) Тюкавкин. Указ. соч. С. 224.

に認められていたものである。もう一つの意味は、希望者は誰でも先遣人を派遣できるという「先遣人派遣の自由」であり、支援を受けて移住する道を選ぶ自由であった。

後者の意味での「自由」が認められたことにより、政府が直接関与して、国益に資するよう「誰が、どこからどこへ」移住するのかまで管理・統制するべきであるという方針は、一旦は退けられた。しかしながら、そのような中でも、先遣人の集団派遣に関しては、今後も引き続き行われるべきシステムとして肯定的に捉えられていたのである。

2. «Организованное ходачество» (組織された先遣人派遣)

日露戦争中に制限されていた移住が解禁されたこと⁴⁹⁾、移住の自由を認めた改正移住法が施行されたこと、1906年9月19日付でアルタイ地方の帝室御料地が土地整理農業総局の管理下に移り、国有地同様に移住者用の入植区画が作られるようになったこと⁵⁰⁾、そして1906年11月9日付「農民の土地所有と土地利用に関する現行法への若干の追加規定について」⁵¹⁾が公布され、共同体からの脱退手続きが容易になったこと等により、1906年から1907年にかけて移住者が急激に増加し始める。その結果、移住者の増加に入植区画の準備が追いつかなくなり、移住者数の抑制が図られることになった。

早くも1907年5月10日には、7月1日まで先遣人派遣証明書の発行を中止するように命じる通達が、土地整理農業総局から出された⁵²⁾。ただし例外として、ゼムストヴォまたは土地整理委員会によって組織される集団に対してだけは証明書を発行できるとされた。組織派遣に対する特別扱いである。

7月になると、「1907年度下半期の移住制限に関する取り決め」が7月13日に大臣会議で承認され、8月11日に皇帝の裁可をうけた⁵³⁾。その内容は、以下の通りである。(1)トボリスク県とトムスク県、イルクーツク総督府とステップ総督府、ウラルスク州とトゥルガイ州への先遣人派遣証明書の交付を、今後十分な入植区画が準備できるまで中止する。(2)1907年8月15日より、上記地域への先遣人派遣は、ゼムストヴォおよび土地整理委員会によって組織された集団のみ許可される。(3)先遣人を派遣せず、入植区画を事前に登録していない移住者の、極東

49) РГИА, ф. 391, оп. 2, д. 1546, л. 38.

50) ПСЗ. Серия 3, том 26, отд. 1, №. 28357.

51) ПСЗ. Серия 3, том 26, отд. 1, №. 28528.

52) РГИА, ф. 391, оп. 3, д. 572, лл. 2-3.

53) Там же, лл. 37-39.

への入植を中止する⁵⁴⁾。(4)土地整理農業総局が土地整理委員会に先遣人集団の組織を許可するのは、10世帯以上が移住する予定の村団に限定される。

こうして、「先遣人派遣の自由」は実現からわずか1年あまりで中斷された。それでも組織派遣による移住が認められ続けたのは、むしろ例外的な特別扱いであって、これが直接的に移住者数を抑制する措置だったわけではない。また、支援を受けない移住（無許可移住）も再び禁止されることはなかった。とはいえ、移住者にとっての選択肢はかなり狭められてしまった。

8月4日には先遣人集団の組織に関する規則を定める通達第24号が出されている⁵⁵⁾。その主な内容は以下の通りである。

- ・先遣人集団(групповые партии ходочков)とは、土地整理委員会が組織した集団のことである。少数の世帯が移住しても地元に残る農民の土地確保にはほとんど意味がないので、少なくとも移住希望者が10世帯以上は存在する共同体から派遣される者を集団に入れることが望ましい。
- ・辺境地域で確実に定着できるのは均質な成員からなる集落であり、同じ集団の中に経済条件や生活習慣が異なる地域の出身者を含めることがないように注意を払わなければならない。
- ・先遣人派遣が目的を達するには、その先遣人が移住希望世帯の一員か、もしくは完全に信頼される人物でなければならない。あまりに多くの世帯を1人の先遣人が代表するのは悪い結果をもたらしかねないので、先遣人1人当たり10世帯を超えないようにする。
- ・集団の人数は、一車輛の定員を考慮して、25～30人とする。一つの集団に同じ県の別の郡から来た先遣人を合流させてもよいが、集団の均質性は必ず守らなければならない。
- ・移住者用入植区画に空きのない地域を回ることで時間と資金を無駄に浪費するのを避けるために、大きめの集団を派遣する前には行き先を具体的に決めて、その地域を管轄する地方機関もしくは移住局と連絡を取るのが望ましい。
- ・先遣人集団派遣の成否は、現地の農業や水利事業に詳しい引率者にかかっており、その選抜は県知事の承認を必要とする。
- ・先遣人集団を組織することとは別に、特に信頼されている人物もしくは農民の代表者を、登録はせず入植地を下検分するためにシベリアへ向かわせることも、土地整理委員会に一任される。ただしこの場合には先遣人派遣証明書も割引運賃証明書も交付されない。

このように、組織派遣は、少なくとも計画の上では、送出県では土地不足問題解消に多少なりとも貢献するよう配慮して計画的に移住者を送り出し、同時に入植地でも移住者が確実に定

54) 1906年3月20日付の通達により、アムール州と沿海州へ移住する場合には、例外措置として、事前に入植区画を登録していなくても移住者割引運賃証明書が交付されることになっていた。РГИА, ф. 391, оп. 2, д. 1486, лл. 45-46.

55) РГИА, ф. 391, оп. 3, д. 572, л. 54.

着できることを考慮する仕組みになっていた。すなわち、文化的背景や農業経営の習慣を同じくする「均質な」集落が作られるよう配慮し、入植先を確実に見つけられるよう最初から区画に空きのある地域へ集団を導き、現地で行う農業についても視野に入れたものであった。これこそ「最も望ましい先遣人派遣形態」⁵⁶⁾とみなされていたので、個人派遣が停止されても、組織派遣だけは自由に派遣することができたのである。しかし、それでもやはり入植区画の準備が間に合わなくなり、1907年9月30日には、「規模の大きな集団をシベリアへ派遣するのはリスクが高い」ので、「来春までは、すぐには土地区画を登録せずに入植地の環境を検分するために住民から信頼される代表者を派遣することだけに制限するのが望ましい」とし、前述の通達第24号では認めていなかったが、この場合にも「割引運賃証明書が発行できる」とする電報を県知事宛に送っている⁵⁷⁾。

1908年3月13日には「1908年ウラルを越えた移住規則について」⁵⁸⁾が定められ、個人派遣の先遣人は3世帯分まで、土地整理委員会や地方機関が組織した集団の一員として参加する先遣人には10世帯分までの登録が認められた。しかし、実際のところ、その翌日に県知事宛に出された移住局通達第13号では、「今春になっても状況は改善しておらず、先遣人派遣を広く開放することは…今のところ無理」であるので、「新しい入植区画が準備できるまで先遣人派遣の優遇措置は再開されないことを農民に説明」し、「自己資金でシベリアに移住もしくは先遣人派遣を計画している者には秋まで延期するよう警告」するよう求め、同時に「まだ着手していない郡では先遣人集団の編成も秋まで延期しなければならない」としている⁵⁹⁾。つまり、新たな移住者の受け入れが極めて困難な場合は組織派遣でさえも制限されたのであり、このことから、組織派遣と移住者数抑制とは別のものであることがわかる。

実際に組織派遣を実施してみると、予期せぬ不都合が明らかになった。1908年11月14日付で入植地の責任者に宛てた通達では以下のことが述べられている。1907年8月4日付の通達では、大規模な先遣人集団を派遣する際には事前に入植地を管轄する地方機関もしくは移住局と連絡をとるよう勧告しているが、地方機関同士が連絡をとった場合には、かなりの数の区画が当事者間の談合で割り当てられており、他地域の利益を犠牲にして一部地域が多くを得るという矛盾が生じ、移住統制に害をなしている⁶⁰⁾。つまり、組織派遣だけに入植区画の登録を認めることにしても、移住希望者数が入植可能な区画数を大幅に上回る状況は一向に改善されていなかった。そのような状況が、先遣人集団を組織する地方機関同士の競争につながり、区画の

56) РГИА, ф. 391, оп. 3, д. 734, л. 24.

57) РГИА, ф. 391, оп. 3, д. 572, л. 79.

58) ПСЗ. Серия 3, том. 28, отд. 1, №. 30152.

59) РГИА, ф. 391, оп. 3, д. 734, л. 24.

60) Там же, л. 125.

配分に不公平を生じさせていたのである。

そこで、1909年1月10日、土地整理農業総局によって以下のような派遣規則が承認された⁶¹⁾。1)先遣人の派遣は入植区画の準備状況に応じて調整されなければならない。2)1909年春、自由な派遣は極東諸州、すなわち沿海州、アムール州、ザバイカル州のみ復活される。他の地域には、規模が制限された組織派遣だけが再開される。3)各県から派遣される先遣人に区画を割り当てる前に、移住局は地方機関から、登録可能な入植区画数と利用されずに残っている空き区画数に関する情報を収集する。(中略)5)入植区画の現数が判明したところで、各県の先遣人に配分する作業に着手するが、その際の根拠となるのは、a)空き区画のある場所の性質と地域的特殊性、b)送出県からの過去3年間の移住者数、c)1909年度に新たに申請され、地方機関によって検証された、その県における移住に対する需要。

こうして、送出県ごとに登録できる入植区画を割り当てる方式が導入されたところで、組織派遣システムが完成した。戦略上重要であるにもかかわらず移住希望者が少ない極東だけは自由な先遣人派遣に開放し、それ以外の地域への移住・入植は当局が完全な統制下に置いた。入植可能な空き区画数を数え、その入植地の地域的特殊性を考慮して、送出県ごとの需要に応じた配分を入植地域別に決めた。区画の配分を一元的に管理することで、ある程度の公平性も保つことができる。また、送出県内での割り当て、すなわち集団派遣される先遣人の選抜に際しては、できる限りその地域の土地整理事業に貢献すること、つまり一部の世帯を移住させ、それが保有していた土地を故郷に残る者の手に移すことしか土地不足問題を改善できないような共同体からの移住を優先的に支援するよう考慮することになっていた⁶²⁾。

このように組織派遣システムは、国家的事業としての移住・入植を計画的かつ合理的に推進するものであり、また移住希望世帯にとっては入植区画の検分や登録の際の負担が軽減されるものでもあった。さらに、移住者を送り出す地域にとっても土地不足問題が多少なりとも解消されることが期待されるという、一石二鳥にも三鳥にもなる素晴らしい計画のように見えた。

しかし現実には、決して目論見通りにはいかなかった。「見た目では整然としたシステム」⁶³⁾でも、いざ実施してみると「非現実性という根源的な欠陥」⁶⁴⁾が明らかとなったのである。

61) Известия Областной Земской Переселенческой Организации. 1909, № 10. С. 1-6.

62) РГИА, ф. 391, оп. 3, д. 1588, л. 15.

63) Столыпин П. А., Кривошеин А. В. Указ. соч. С. 13.

64) Там же. С. 16.

3. 組織派遣の廃止と新たな時代の移住政策

(1) 組織派遣の廃止

1910年8月、ストルィピン首相がクリヴォシェイン土地整理農業総局長を伴い、シベリア視察に出発した。この出張報告の中で、「組織派遣システムは廃止されなければならない」⁶⁵⁾と断言されており、その翌年実際に廃止された。

集団派遣が本格的に始まってから3年目、事前の入植区画割り当て方式導入からたった1年半で、組織派遣廃止の方針が明確に打ち出されたことになる。実は、組織派遣が始まってすぐに、このシステムの欠陥が現場の声からも明らかになっていた。1909年にはアクモリンスク州の入植担当者が、集団派遣を概ね肯定的に評価しつつも、否定的側面として以下の点を挙げている。(1)組織派遣の先遣人は選り好み激しく、個人派遣の先遣人や未登録無許可移住者であれば喜んで登録するような入植区画でも拒否することがある、(2)土地整理委員会の中には定められた入植区画数よりも多い人数を派遣してくるところもあり、また証明書に示された経路が不明確なため目的地までたどり着けない集団もある⁶⁶⁾。このうち第一の点については、前述したように、ポルタワ県で最初に行われた1906年の集団派遣の際にも、引率したアレクセエフが同様のことを指摘している。

入植区画の割り当てを伴う組織派遣が始まった1909年の登録状況を総括するデータを見ると(表1)、当初送出側から要望された必要区画数は102万2859区画だったのに対し、実際

表1 1909年に組織派遣(Организованное ходячество)によって登録・利用された区画数

	各送出側からの申請区画数	組織派遣用に準備された区画数	充足率(%)	組織派遣による実際の登録区画数	準備された区画の登録率(%)	利用された区画数	準備された区画の利用率(%)
アクモリンスク州	156782	28513	18.2	21834	76.6	19805	69.5
トゥルガイ=ヴラシク州	115289	26945	23.4	20220	75.0	16186	60.1
セミバラチンスク州	74254	7251	9.8	6078	83.8	5010	69.1
トムスク県	330650	21157	6.4	11784	55.7	12136	57.4
トボリスク県	36362	19721	54.2	7830	39.7	7153	36.3
エニセイ県	159634	34859	21.8	9459	27.1	8260	23.7
イルクーツク県	29560	21065	71.3	8656	41.1	6799	32.3
ザバイカル州	2818	6141	217.9	1496	24.4	1423	23.2
アムール州	18157	18012	99.2	28001	155.5	11007	61.1
沿海州	31980	8108	25.4	18212	224.6	2169	26.8
入植地域全体	1022859	191772	18.7	133570	69.7	89948	46.9

【出典】Итоги зачисления и водворения переселенцев за 1909 год. СПб., 1910. С. 1-2; Краткий обзор деятельности Переселенческого Управления в 1909 году. СПб., 1910. С. 15; РГИА, ф. 391, оп. 4, д. 364, лл. 379-383.

65) Там же.

66) Взгляд местных чинов переселенческой организации Акмолинской области о групповом ходячестве. //Вопросы колонизации. 1909, №. 5. С. 411

に用意されたのは19万1772区画で、必要区画数の18.7%しか満たしていない。入植地域別に見ると、ザバイカル州とアムール州には十分な入植区画が準備されているが、トムスク県は6.4%、セミパラチンスク州は9.8%にとどまり、地域によってかなりばらつきが見られる。

ところが、各県から要望のあった区画数を全く満たしていないにもかかわらず、組織派遣によって登録されたのは13万3570区画、実際に利用されたのは8万9948区画にとどまる。当初の希望区画数を考えると、準備された区画のうち組織派遣によって登録されたのが69.7%というのは決して高い割合には思えない。地域別に見ると、ステップ諸州では登録率が75%を超えているが、トボリスク県・エニセイ県・イルクーツク県・ザバイカル州では5割を下回る。さらに、1909年中に実際に利用された区画となると、その利用率は46.9%である。それでも移住局の刊行物では、「組織派遣に提供された区画のうち登録された割合がこのように高いことは、組織派遣の成功を証明している」⁶⁷⁾と強気の評価が下されている。ただし、「組織派遣による区画の利用が極めて少ない地域」すなわち「入植が最も困難な地域で、エニセイ県、イルクーツク県、トボリスク県の一部、特にタイガ区画の分区」⁶⁸⁾が存在することは認めている。登録が低調に終わった原因については、「ほぼすべての地区の登録・入植担当責任者の意見では、組織派遣の先遣人の側から区画に対して示される、自分たちが特権の立場にあるという意識から発する特別に高い要求によって説明されている。その結果、個人派遣の先遣人や無許可移住者なら喜んで登録するような区画が、しばしば拒否される」⁶⁹⁾と述べられており、ここでも組織派遣の先遣人による選り好みの激しさにその責任が帰せられている。

一方、ハリコフ県ゼムストヴォは、組織派遣の欠陥を以下のように見ていた。(1)計画性の欠如、(2)派遣先となる入植地域に関する情報が先遣人に十分知らされていない、(3)移住世帯の財産状況や世帯構成を考慮した選抜が満足に行われておらず、植民という目的に不適當な貧しい世帯が送り出されている、(4)無許可先遣人と無許可移住者が過度に増加している⁷⁰⁾。

第一の点に関して、具体的には、入植区画の配分決定が遅れたこと、集団の組織および派遣に際して指示が正確ではなかったこと、などが挙げられている。第二・第三の点についての補足説明は不要であろう。問題は第四の点である。

組織派遣では土地整理委員会が移住希望者の中から適任と判断する者を選んで集団に参加させるため、移住を希望しても証明書類が交付されない場合があること、また組織派遣される先遣人は登録できる入植区画の選択肢が限られていることが、無許可の先遣人と移住者を増加さ

67) Итоги зачисления и водворения переселенцев за 1909 год. СПб., 1910. С. 2.

68) Там же.

69) Там же. С. 2-3.

70) Доклад Харьковской губернской земской управы особому совещанию марта 1910 г. по вопросу об организации и отправке ходаческих партий. Харьков, 1910. С. 1-6.

せてしまう2つの原因とされている⁷¹⁾。

実際に無許可移住者と先遣人が増加しているのか、表2で確認したい。まず移住者に関して

表2 無許可移住世帯と無許可先遣人(1906-1914年)

行き先	1906年			1907年			1908年			
	全世帯数	うち、無許可世帯数 (%)		全世帯数	うち、無許可世帯数 (%)		全世帯数	うち、無許可世帯数 (%)		
移住者	入植地域全体	23693	13316	56.2	68753	15567	22.6	105008	50664	53.4
先遣人	入植地域全体	77584	8548	11.0	149640	4188	2.8	94035	57613	61.3
	うち、トゥルガイ州	6228	1496	24.0	4536	197	4.3	7777	3830	49.2
	アクモリンスク州	16676	1892	11.3	20515	600	2.9	16510	11128	67.4
	セミバラチンスク州	1143	99	8.7	2255	83	3.7	3321	1699	51.2
	セミレチエ州	91	3	3.3	240	10	4.2	443	343	77.4
	トムスク県御料地(アルタイ)	8352	497	6.0	35283	1066	3.0	30080	23422	77.9
	トムスク県国有地(県北部)	11106	874	7.9	31305	771	2.5	11746	7134	60.7
	トボリスク県	4900	457	9.3	7934	194	2.4	3214	2348	73.1
	エニセイ県	8022	315	3.9	15683	239	1.5	7037	3078	43.7
	イルクーツク県	6301	1092	17.3	7135	312	4.4	2805	1045	37.3
	アムール州	2331	131	5.6	4101	104	2.5	2192	525	24.0
	沿海州	7475	647	8.7	14111	281	2.0	5590	1185	21.2

行き先	1909年			1910年			1911年			
	全世帯数	うち、無許可世帯数 (%)		全世帯数	うち、無許可世帯数 (%)		全世帯数	うち、無許可世帯数 (%)		
移住者	入植地域全体	95619	49892	52.2	44808	15508	34.6	26110	10211	39.1
先遣人	入植地域全体	88143	59426	67.4	36787	16419	44.6	36271	6964	19.2
	うち、トゥルガイ州	4836	3006	62.2	3347	1418	42.4	3258	620	19.0
	アクモリンスク州	9663	7371	76.3	4071	2602	63.9	4174	691	16.6
	セミバラチンスク州	3539	2506	70.8	1231	602	48.9	626	105	16.8
	セミレチエ州	279	270	96.8	443	250	56.4	538	95	17.7
	トムスク県御料地(アルタイ)	28862	26689	92.5	8262	5466	66.2	5639	1499	26.6
	トムスク県国有地(県北部)	7913	6819	86.2	2122	1277	60.2	6266	997	15.9
	トボリスク県	4314	2445	56.7	2304	905	39.3	2518	376	14.9
	エニセイ県	7842	4380	55.9	4576	490	10.7	3186	222	7.0
	イルクーツク県	2102	882	42.0	1681	214	12.7	2401	205	8.5
	アムール州	7449	685	9.2	960	163	17.0	1743	181	10.4
	沿海州	5190	844	16.3	1197	199	16.6	1982	145	7.3

行き先	1912年			1913年			1914年			
	全世帯数	うち、無許可世帯数 (%)		全世帯数	うち、無許可世帯数 (%)		全世帯数	うち、無許可世帯数 (%)		
移住者	入植地域全体	31455	15585	49.5	38124	15558	40.8	36990	13466	36.4
先遣人	入植地域全体	58558	6522	11.1	96274	3338	3.5	94535	1380	1.5
	うち、トゥルガイ州	1079	108	10.0	7084	189	2.7	7653	104	1.4
	アクモリンスク州	3843	640	16.7	12846	593	4.6	14550	211	1.5
	セミバラチンスク州	1517	135	8.9	4739	139	2.9	6667	93	1.4
	セミレチエ州	1959	116	5.9	4242	86	2.0	3648	32	0.9
	トムスク県御料地(アルタイ)	12792	2346	18.3	16619	845	5.1	14947	314	2.1
	トムスク県国有地(県北部)	11426	1203	10.5	10376	303	2.9	10208	171	1.7
	トボリスク県	2017	224	11.1	8153	336	4.1	6170	106	1.7
	エニセイ県	6769	349	5.2	7021	135	1.9	6150	51	0.8
	イルクーツク県	4661	276	5.9	4216	85	2.0	3469	59	1.7
	アムール州	3087	214	6.9	3294	76	2.3	5176	38	0.7
	沿海州	4320	263	6.1	6076	113	1.9	8109	63	0.8

【出典】 Итоги переселенческого движения за время с 1896 по 1909 (включительно). СПб., 1910. С. 48-69; Итоги переселенческого движения за время с 1910 по 1914 (включительно). Пг., 1916. С. 48-69.

71) Переселение из Черниговской губернии в 1909-1911гг. По материалам Челябинского и Сызранского переселенческих пунктов. Чернигов, 1913. С. 18-19.

いうと、1908年と1909年の2年間は移住世帯数全体が飛び抜けて多いが、無許可移住の世帯数もその前後の時期と比べて突出している。しかし1910年には、組織派遣が始まる前の1906-1907年および廃止後の1912-1914年とほぼ同程度まで無許可移住世帯数が減少しているの、組織派遣によって無許可移住者が過度に増加したとは断じきれない。他方、無許可先遣人に関しては、1908-1910年の3年間は人数・割合ともに著しく高くなっており、組織派遣が無許可先遣人を増加させたことはデータからも裏付けられる。

組織派遣は、本格導入の翌年には早くも部分的に廃止された。1910年2月15日付の通達により、「西シベリア、すなわちトボリスク県、トムスク県、ステップ4州すなわちトゥルガイ州、ウラリスク州、アクモリンスク州、セミパラチンスク州では、84万人分の申請に対して13万5000区画しか準備がない。しかしエニセイ県、イルクーツク県、ザバイカル州、アムール州、沿海州で用意された入植区画は、全体として、これらの地域への移住希望者全員分（男性17万7000人）に十分である」として、極東3州に加えてエニセイ県とイルクーツク県でも先遣人派遣の自由が復活し、この地域への移住希望者全員に入植が認められるようになった⁷²⁾。

その結果、1910年にはこれらの地域への無許可先遣人の割合は著しく低下した（表2参照）。ただし、先遣人の派遣人数全体が増えたわけではない。西シベリアでは引き続き、先遣人が登録できる入植区画を送出県の間で割り当てる方式がとられており、無許可先遣人の割合も比較的高いままである。組織派遣が廃止され、西シベリアでも先遣人派遣の自由が復活した後は、無許可先遣人の割合も下がり、1912年以降は先遣人の派遣人数全体も増加に転じ、東シベリアや極東へ向かう先遣人の数も増えている。

組織派遣の廃止を提起したストルイピンとクリヴォシェインのシベリア出張報告、および土地整理農業総局から大臣会議に対してなされた1911年度先遣人派遣規則に関する提案⁷³⁾の中では、廃止すべき理由として以下のことが挙げられている。

第一に、入植区画の空き状況に応じて先遣人を誘導し、確実に区画を登録させることで派遣が無駄に終わるのを防ぐ、という本来の目的が達成できなかったことである。アルタイ地方やアクモリンスク州など、これまで移住者を多く引き寄せてきた地域の人気は変わらず高いが、その需要を満たすことができない状況もまた変わらない。したがって、この地域への派遣を希望しても、「土地整理委員会から却下されるか、もしくは全く別の地域に行くよう提案される」⁷⁴⁾。そこで、「先遣人は家に残るか、もしくはイルクーツク県に行くことに同意して途中のトムスク県あたりで下車するか、あるいは彼らに押しつけられた区画を検分した上で登録を拒

72) Известия Областной Земской Переселенческой Организации. 1909, № 10. С. 2-6.

73) РГИА, ф. 391, оп. 4, д. 1010, лл. 6-9.

74) Столыпин П. А., Кривошеин А. В. Указ. соч. С. 14.

否し、成果なく戻る」⁷⁵⁾ ことになり、また「所定の証明書を持たない先遣人がシベリアに溢れるという結果」⁷⁶⁾ ももたらした。

第二に、利用されない「死蔵区画」の発生をもたらしたことである。入植区画を送出県の間で配分するシステムでは、所定の証明書を持たない先遣人は入植区画の登録を拒否され、先遣人派遣証明書を持つ先遣人は入植区画選択の自由を制限されることになる。指定された入植区画への登録を拒否する先遣人も少なくなかったが、そのような場合でも、一定期間が経過するまでは他の先遣人や移住者に提供されないまま「身動きが取れない状態」⁷⁷⁾ で放置された。

その結果もたらされたのが、既に入植地域へ到着している無許可移住者の状況悪化である。組織派遣用に指定された入植区画は、たとえ登録がない場合でも、その周辺に滞留する無許可移住世帯を入植させることはできず、「土地を実際に必要としている世帯が土地を得ることを困難にした」⁷⁸⁾。したがって、「帰郷する移住者の中に、努力と懇願にもかかわらずシベリアで区画を手に入れられなかったいわゆる『無許可移住者』が多数を占めていることを考えると、近年行われていたが全く成功したとはいえない組織派遣システムが、移住の過程に好ましくない影響を及ぼしていたと思わざるを得ない」⁷⁹⁾。

以上の提議を受けて大臣會議は、1911年2月3日付で「入植用の空いた国有地を探し、検分し、登録するためにアジアロシヤへ先遣人を派遣することは、すべての農民共同体、団体、個別の農民世帯および農耕を営む町人世帯に許可される」ことを決定し、3月4日には皇帝の裁可を受けた⁸⁰⁾。これをもって組織派遣は完全に廃止され、先遣人派遣の自由が復活したのである。

結局のところ組織派遣は、移住者全体の数を一時的に抑制し、入植区画の準備体制を整えることには貢献したけれども、アジアロシヤの各入植地域へ移住者を合理的に配分するという本来の目的にはほど遠い結果となった。現場の役人の眼には移住農民の「選り好みの激しさ」や「わがまま」に映っていたことも、裏を返せば、移住先の選択は移住者にとって簡単には妥協できない一線だということでもある。いくら集団を組織して入植区画の登録をお膳立てしたところで、先遣人すなわち移住農民自身が希望しない場所へ彼らを移住させることはできなかった。しかも、それまで隙間を埋める形で入植してきた無許可移住世帯から定着の機会を奪うことにもなってしまった。このような否定的な結果しかもたらさなかったため、組織派遣は早々

75) Там же.

76) РГИА, ф. 391, оп. 4, д. 1010, л. 60б.

77) Столыпин П. А., Кривошеин А. В. Указ. соч. С. 15.

78) РГИА, ф. 391, оп. 4, д. 1010, л. 7.

79) Столыпин П. А., Кривошеин А. В. Указ. соч. С. 13.

80) РГИА, ф. 391, оп. 4, д. 1010, лл. 71-73.

に打ち切られることになったのである。

(2) 新たな時代の移住政策

1910年のストリピンとクリヴォシェインのシベリア出張が組織派遣廃止のきっかけであるのは上述の通りであるが、それにとどまらず、移住政策全体の大きな転換点となったことが、いくつかの研究で指摘されている。

チュカフキンは、組織派遣が実施されたことについては「先遣人派遣の自由の一時的中止」⁸¹⁾ という捉え方をしており、1907年にストリピンが送った電報の中に「自由な先遣人派遣の中止は…一時的な措置としてのみ許容され、将来的には容認できない」⁸²⁾ とあるのを根拠に⁸³⁾、このような措置は「政府にとって望ましくないもの」⁸⁴⁾ だったが、「移住をより良く組織するために」⁸⁵⁾、やむを得ず一時的に取られたものと位置づける。ちなみに、ここで「より良く組織する」のは「移住者の移動と新天地への定着」⁸⁶⁾ のことであり、組織派遣を意味しているのではない。そして、この「移住をより良く組織する」という課題にストリピンとクリヴォシェインが本腰を入れて取り組むのが、「1910年秋のシベリア出張後」⁸⁷⁾ としている。

シベリア出張以後の移住・入植政策に二人の帝国統治構想がより明確に反映されていることを明らかにしているのが、スタインヴェデルの論文である。組織派遣システム廃止のもつ積極的な意味を再評価している点で、この論文は重要である。ストリピンとクリヴォシェインは、「19世紀的な後見システム、もしくはポリツァイ国家モデル」⁸⁸⁾ にみられた「移住は統制されるべき」という考えを放棄して、「移住の自由」をできる限り拡大させただけではない。スタインヴェデルによれば、「自由な移住は単なる移住政策の変化以上のものを意味していた。それは、『新たな経済原理』をシベリアへ導入することを要求」⁸⁹⁾ している。新たな経済原理とは、「シベリアの土地を私的所有財産とすること」⁹⁰⁾ であり、自分自身の利益を満たすことを追求

81) *Тюкавкин*. Указ. соч. С. 230.

82) РГИА, ф. 391, оп. 3. д. 317, лл. 90-91.

83) *Тюкавкин*. Указ. соч. С. 224.

84) Там же. С. 230.

85) Там же. С. 231.

86) Там же. С. 230.

87) Там же. С. 231.

88) Steinwedel, op. cit., p. 128.

89) Ibid., p. 135.

90) Ibid., p. 135.

する民衆」⁹¹⁾の意志とエネルギーを活用することを新たな政策の基本方針とした。

私的所有財産の導入に関しては、1910年のシベリア出張報告では以下のように述べられている。「アジアロシア全域で、良い土地も悪い土地も区別せず同じ条件で、移住者に無償で土地を分け与えてはいけない」。というのも、それでは「誰も条件の悪い土地に行こうとしない」からである⁹²⁾。そこで、「現在でも既に価値の高い土地は、移住者に与えるのではなく、売却すべきである」⁹³⁾。けれども、移住者用入植区画を金銭で売買するというのはどこにでも適用される規則にはなり得ない。「鬱蒼とした密林地帯、道なきタイガ、貧弱で水のない草原の遊牧地、鉄道から何百ヴェルスタも離れている場所」など、移住者に好まれないような地域では「多くの区画で買い手が見つからないだろう」⁹⁴⁾。したがって、「シベリアのより良い土地の価値を正しく評価し売却することは、あまり有利ではない区画には無償分与と資金援助がこれまで通り維持されれば、そのような区画にも移住者の一部を呼び込める最も確実な手段である」⁹⁵⁾。つまり、条件の良い入植地域とそうでない入植地域に同一の条件を適用するのではなく、場所によって条件に差を付けることで、移住者の選択に任せる余地を拡大しようとしていたのである。

最終的に組織派遣の廃止を決定した1911年3月4日の文書では、先遣人派遣の自由の復活以外にも、「先遣人による登録用として確保する土地区画から、予備役兵および一時的にシベリアに暮らす未定着移住者を入植させるために必要な区画の他にも、私的所有財産として移住者に売却可能な区画も除外する」⁹⁶⁾ことが定められている。こうして売却用に準備されていた入植区画であるが、1913年3月には、私的所有財産としての売却を認める法律が成立するまで、12年の期限で賃貸に出す条件が承認された⁹⁷⁾。しかし、第4国会に1912年2月24日付で提出された法案「アジアロシアの一部地域の移住者用入植区画の売却について」⁹⁸⁾は、1916年まで法案審議が行われていたことは確認されるが、結局のところ成立には至らなかった。また、1912年11月17日付提出の法案「人口が少なく利用されずに残っている国有地の開発への個人企業活動誘致について」⁹⁹⁾は、人口の少ない辺境地域で未開発のままになっている国有地を、個人に売却もしくは賃貸することによって積極的な利用を図ろうとするものであったが、この法案

91) Ibid., p. 137.

92) Столыпин П. А., Кривошеин А. В. Указ. соч. С. 31.

93) Там же. С. 30-31.

94) Там же. С. 32.

95) Там же. С. 31-32.

96) РГИА, ф. 391, оп. 4, д. 1010, л. 72об.

97) Известия Южно-Русской Областной Земской Переселенческой Организации. 1913, № 59. С. 18-39.

98) РГИА, ф. 391, оп. 6, д. 299, лл. 117-120.

99) РГИА, ф. 1278, оп. 6, д. 254, лл. 3-15.

も結局成立せずに終わった。

それでも、入植困難の度合いや戦略的重要性に応じて、入植地域によって経営立ち上げ資金の貸付額に差を付ける法案が1912年7月5日付で成立し¹⁰⁰⁾、具体的な地域区分と貸付額は1913年2月7日付で決定された¹⁰¹⁾。それによると、経営立ち上げ資金の貸付も支援金も与えられない第1級地域に該当するのは、トムスク県アルタイ地方など条件の良い地域で、極東全域（沿海州、サハリン州、アムール州、ザバイカル州、カムチャツカ州）は最大限の資金が提供される第7級に含まれている。

極東への移住については、1912年12月19日付の通達で、シベリア諸県やステップ諸州の農民にも、既に正式に入植している者も含めて、東シベリアや極東に移住するための先遣人派遣証明書と割引運賃証明書の交付を滞りなく行うよう命じている¹⁰²⁾。最初の移住先に満足せず、さらに新たな入植地を求めて移動を重ねる移住者は少なくない。彼らの中にも極東地域への移住希望者を見出し、移住を支援するというのは、現実的な対応といえよう。

こうして、新たな移住政策の基本方針では、「農民を後見し、正しく導くべき」との考え方は完全に放棄された。政府は、「移住の自由」および「移住先選択の自由」を認め、様々な選択肢を提供し、移住農民自身の主体的な判断に積極的に任せる方向へと政策転換を図った。このような転換をもたらした背景にあるのは、言うまでもなく第一には、新しい時代に適応した新たな価値観の要請ということになるが、このときの政府を主導する立場にあったストリピンとクリヴォシェインの存在もまた重要な意味を持つ。スタインヴェデルの論文ではこの二人が不可分の主体のように扱われているが、そうではなく、むしろクリヴォシェインを「農業改革の主たる実行者」¹⁰³⁾と位置づけ、彼が果たした役割について詳細に論じているのが、スイソエワの学位論文である。ストリピンは1911年9月に亡くなるが、プレーヴェ暗殺時とは異なり、その後の移住政策が再び大きく変更されることもなく、むしろ発展的に継続していることを考えても、クリヴォシェインはもう少し注目されてしかるべき人物であろう。

おわりに

本格的な導入からわずか3年で、組織派遣は廃止された。このことは、第一義的には、入植

100) ПСЗ. Серия 3, том 32, №. 37714.

101) Известия Южно-Русской Областной Земской Переселенческой Организации. 1913, № 59. С.5-17; РГИА, ф. 391, оп. 5, д. 35, лл. 30-35об.

102) РГИА, ф. 391, оп. 4, д. 1523, лл. 40, 42.

103) *Сысоева Л. Н.* Государственно-политическая деятельность А. В. Кривошеина (1905- 1915). Диссертации на соискание ученой степени кандидата исторических наук. Воронеж, 2000. С. 4.

区画の事前割当を伴う先遣人集団派遣という政策の完全な失敗を意味しているが、それだけにとどまるものではない。組織派遣の廃止と同時に、新たな時代に適合した新しい移住政策への方針転換がもたらされた。「新たな経済原理」をシベリアにも導入し、単に「移住の自由」を復活させるだけではなく、入植困難の度合いや地域の戦略的重要性に応じて受けられる移住支援の規模に差を付け、有利な入植条件を提示することで移住者を呼び込む戦略に転じたのである。さらに、条件の良い入植地域はこれまで以上に移住者個人の経営力に任せ、土地を無償で分与するのではなく私的所有財産として移住者に売却することまで検討されていた。19世紀以来の移住政策では、政府は農民を保護・後見し、正しく導かねばならないという立場から移住統制が試みられてきたが、ここでその路線が放棄された。最終的に政府は、「移住の自由」および「移住先選択の自由」を認め、移住者自身の「主体的意志」や企業心に任せる方向へ、移住政策の基本方針を転換したのである。

農民が、故郷での生活に見切りを付けて新天地に新たな生活を求めるとき、その人生を賭けた決断の中身に、政府といえども口を出すことは難しかった。組織派遣の廃止を決断したのは政府であるが、その政府にこの政策は失敗であったと認めさせたのは、他ならぬ移住者自身の選んだ行動だったと言えよう。政府が統制を強化し、「誰が、どこからどこへ」移住するのか、国家の論理と国益に基づいて移住の動きをコントロールしようとしても、そのようなことは最初から無理な話だったのである。組織派遣の失敗は、移住者自身がそのことを証明して見せたのだとも言える。自分たちの論理に基づいて、利用できるものは利用しつつ、決して完全には当局の意のままに行動しない移住農民を動かすには、政府が最後に導入しようとした新たな移住支援策が効果的だった可能性もある。

しかしながら、新たな移住政策が軌道に乗らないうちに、ロシア帝国は第一次世界大戦に突入する。戦争中は移住・入植事業も中断を余儀なくされるが、それでも新たな移住関連法案の国会審議は続いていた。結局のところ、それらの法案は日の目を見ずに終わり、新たな移住政策の方向性の成否も永遠にわからないままとなった。

附記

本稿は、JSPS 科研費（課題番号 23320164, 23520895）の助成を受けた研究成果の一部である。